

甲賀市グリーン購入調達方針

平成28年4月

甲 賀 市

目次

目的	1
適用範囲	1
調達にかかる基本原則	1
グリーン購入の対象品目及び判断基準	1
推進体制	1
実績集計と公表	2
その他（参考情報の入手について）	2
グリーン購入の手順	3
グリーン購入対象品目及びその判断基準	4～7
理由書	8
（参考）主な環境ラベル	9～10

甲賀市グリーン購入調達方針

1 目的

グリーン購入とは、製品やサービスを購入する際に、必要性を十分に考え、環境への負荷ができるだけ少ないものを選んで購入することです。

これまで本市では、環境負荷低減を目指し、平成24年3月に策定した「第2期甲賀市地球温暖化対策実行計画：ラブアースこうか2012」の中で、グリーン購入の推進に努めてまいりましたが、新庁舎建設を目前に控え、物品調達の面からも改めて環境負荷低減の取り組みを推進していく必要があります。

ついでには、「国等による環境物品等の購入の推進等に関する法律（グリーン購入法）」の規定に基づき、庁内におけるグリーン購入の更なる推進を図るため、「甲賀市グリーン購入調達方針」を策定するものです。

2 適用範囲

本方針の適用範囲は、市の全ての機関が行う物品等の購入とします。

3 調達にかかる基本原則

- (1) 価格や品質等に加え、環境保全の観点を考慮することとします。
- (2) 資源採取から廃棄に至る、物品等のライフサイクル全体についての環境負荷の低減を考慮した物品等を選択することとします。
- (3) 調達総量をできるだけ抑制するよう、物品等の合理的な使用等に努めることとします。
- (4) グリーン購入による波及効果として、地域の環境及び経済への貢献の面も考慮することとします。

4 グリーン購入の対象品目及び判断基準

グリーン購入の対象品目及び判断基準については、別紙1のとおりとし、調達率の目標を100%とします。また、対象品目及び判断基準については、必要に応じて見直しを行うこととします。

5 推進体制

庁内におけるグリーン購入の推進を図るために、公有財産管理室に事務局を置き、生活環境課及び会計課等と情報共有を図ります。

6 実績集計と公表

別紙1に定めるグリーン購入対象品目の発注の際には、仕様書にグリーン購入の判断基準を明記し調達率の向上に努めます。また、別紙1 A表に定めるグリーン購入対象品目の購入が実施できない所属については、別紙2の理由書を事務局に提出することとします。

事務局は各課からの報告を取りまとめ、庁内全職員に対し前年度の調達状況を報告するとともに、ホームページに公表するものとします。

7 その他（参考情報の入手について）

環境物品等の情報は各メーカーの製品カタログ、環境ラベル等の確認とともに、下記からも入手できます。

○グリーン購入ネットワーク(<http://www.gpn.jp/>)

グリーン購入についての説明、企業等の取り組み事例、グリーン購入法適合商品などが掲載されています。

*注意事項

- ・掲載情報は、事業者の責任で開示・提供した情報であり、特定の商品を推奨するものではありません。
- ・掲載情報は、全ての事業者の情報が掲載されているものではありません。従って、掲載されていない商品であっても、判断基準に基づき、環境負荷がより少ないと考えられる場合は、その購入を妨げるものではありません。

○環境省「グリーン購法.net」

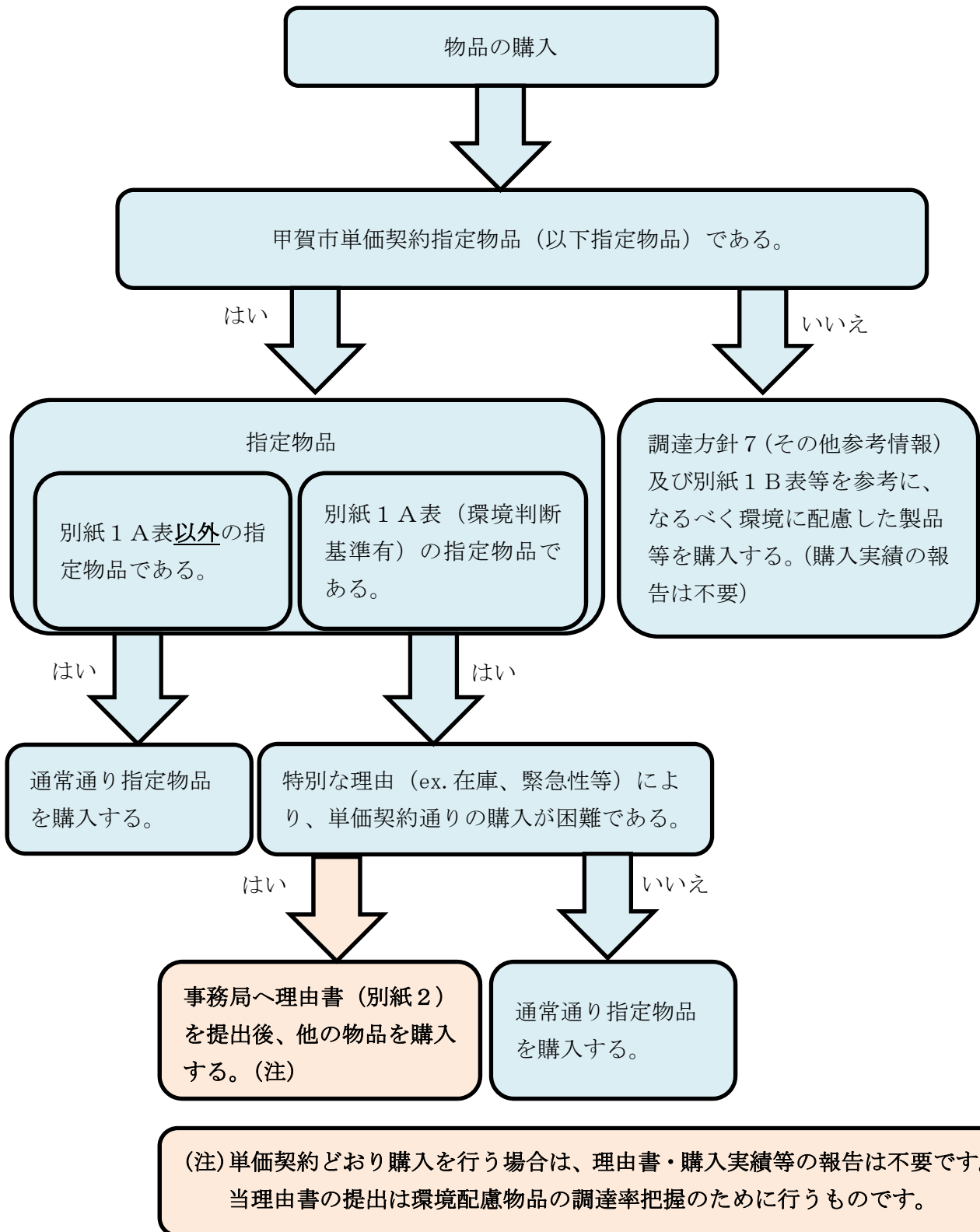
(<https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/index.html>)

グリーン購入法についての説明やQ&Aが掲載されています。

8 施行時期

この方針は、平成28年4月1日より施行します。

グリーン購入の手順



グリーン購入対象品目及びその判断基準

(別紙1)

A表)甲賀市 単価契約指定物品(環境判断基準有)

分野	品目	判断基準	配慮事項
紙類	コピー用紙	○古紙パルプ配合率 70%以上であること	
文房具	画用紙	○再生紙を使用していること	
	消しゴム	○グリーン購入法に基づく国の環境物品等の調達の推進に関する基本方針の判断基準に合致した製品であること	
	鉛筆		
	シャープペンシル		
	ボールペン		
	油性ペン		消耗品が交換又は補充が可能なもの
	油性マジック		
	ホワイトボードマーカー		
	ホワイトボードイレイザー		
蛍光ペン	消耗品が交換・補充が可能なもの		
文房具	朱肉	○グリーン購入法に基づく国の環境物品等の調達の推進に関する基本方針の判断基準に合致した製品であること	インク又は液が補充できるもの
	スタンプ台		
	修正液		
	テープ類 (セロハンテープ、両面テープ、クラフトテープ、布テープ)		
	のり		消耗品が交換又は補充が可能なもの
	ガチャック		
	文書保存箱		
	ファイルボックス		

	カットフォルダー			
	クリアホルダー			
	フラットファイル			
	ホッチキス			
	ハサミ			
	カッターナイフ			
	タックインデックス			
	パンチラベル			
	付箋紙			
	定規			
	チョーク			
	黒板消し			
	ネームランドカートリッジ		○エコマーク認定製品 であること	
	テプラカートリッジ			
	クラフト封筒	○再生紙(40%以上)を 使用していること		
事務機 器及び 消耗品	CD-R、CD-RW	○グリーン購入法に基 づく国の環境物品等 の調達に関する基本方針の判断基 準に合致した製品で あること		
日用品	ゴミ袋	○プラスチックリサイク ル原料100% ○ポリエチレン製		
	軍手	○グリーン購入法に基 づく国の環境物品等 の調達に関する基本方針の判 断基準に合致した製 品であること		
	ティッシュペーパー			

	トイレットペーパー	○古紙パルプ配合率 100%であること ○コアレス(芯なし)タイプ であること	
家電製品等	乾電池 (充電式除く)	○グリーン購入法に基づく国の環境物品等の調達の推進に関する基本方針の判断基準に合致した製品であること	

B表) 甲賀市 単価契約指定物品以外の品目

分野	品目	判断基準	配慮事項
紙類	封筒(印刷用封筒)	○再生紙(40%以上)を使用していること	インクは植物油インキなど環境に配慮したもの
自動車	軽乗用自動車 普通乗用自動車	○平成27年度燃費基準及び平成17年排出ガス基準75%低減を満たすこと	
家電製品等	乾電池(充電式)	○グリーン購入法に基づく国の環境物品等の調達の推進に関する基本方針の判断基準に合致した製品であること	
印刷	広報紙	○再生紙を使用していること	インクは植物油インキなど環境に配慮したもの

照明器具	LED 照明器具	○グリーン購入法に基づく国の環境物品等の調達の推進に関する基本方針の判断基準に合致した製品であること	
オフィス家具	椅子		
	机		
	棚		

○グリーン購入法に基づく国の環境物品等の調達の推進に関する基本方針は、環境省のホームページで確認できます。

○環境物品等の調達の推進に関する基本方針(平成 27 年 2 月 3 日変更閣議決定)(環境省)

<http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/kihonhoushin.html>

理由書

(別紙2)

平成 年 月 日

公有財産管理室長 様

所属長名 印

別紙1 グリーン購入対象品目 A表について、下記理由により指定物品の購入を実施できませんので、報告いたします。

1. 指定物品名
2. 購入出来ない理由
3. 購入する物品の環境配慮内容 (別紙1の判断の基準を満たしている、もしくは、その他の具体的な環境配慮内容を記載すること)
4. 購入物品の名称・数量
5. 購入金額

(参考) 主な環境ラベル

ここでは、別紙1の対象品目において、表示されることの多い代表的な環境ラベルをまとめています。これら以外の環境ラベルや製品の環境情報は以下のサイトも参考になります。

○環境ラベル等データベース(環境省) <http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/ecolabel/f01.html>

○「エコ商品ねっと(グリーン購入ネットワーク)」 <http://www.gpn.jp/econet/>

ラベル	内 容
	<p>エコマーク</p> <p>○資源を再利用した商品や使用段階で環境への負荷が少ない商品など、(公財)日本環境協会が認定した環境保全に役立つ商品に表示されているマークです。 (http://www.ecomark.jp/)</p> <p>○対象分野: 紙類、文房具、日用品、衣料、照明器具、オフィス家具</p>
	<p>グリーンマーク</p> <p>○古紙を利用した製品の使用拡大を通じて古紙の回収・利用促進を図るため、古紙を原料とした製品であることを識別できるように(公財)古紙再生促進センターが制定したマークです。 (http://www.prpc.or.jp/menu03/cont09.html)</p> <p>○対象分野: 紙類</p>
	<p>再生紙使用マーク</p> <p>○再生紙の利用を促進するため、3R活動推進フォーラムが定めたマークで、古紙配合率が表示されます。使用に際しては特に許認可の必要がない自主的なマークです。 (http://3r-forum.jp/paper.html)</p> <p>○対象分野: 紙類、日用品(ティッシュペーパー)、印刷</p>
	<p>PEFC 認証マーク</p> <p>○持続可能な森林管理のために策定された国際基準(政府間プロセス基準)に則って林業が実施されていることを第三者認証する「森林管理認証」と、紙製品や木材製品など林産品に関して、森林管理認証を受けた森林から生産された木材やリサイクル材を原材料として一定の割合以上使用していることを第三者認証する認証の2つを満たした製品に表示されています。(http://www.pefcasia.org/japan/)</p> <p>○対象分野: 紙類、印刷</p>
	<p>PET ボトルリサイクル推奨マーク</p> <p>○ペットボトルを再利用してできたペットボトルリサイクル推進協議会の推奨製品に付けられているマークです(公財)日本容器包装リサイクル協会ルートで再商品化された PET ボトル再生フレーク又はペレットが 25%以上原料として使用されており、かつ商品の主要構成部材として利用されている商品に表示されます。(http://www.jcpra.or.jp/)</p> <p>○対象分野: 文房具、日用品、衣料</p>
	<p>国際エネルギースターロゴ</p> <p>○国際エネルギースタープログラムは、経済産業省と米国・環境保護庁との相互承認のもとに実施されている OA 機器の省エネルギー基準です。待機電力の基準を満たした省エネルギー型の OA 機器に表示が認められています。 (http://www.energystar.go.jp/about.html)</p>

	<p>○対象分野:OA 機器(コピー機、プリンタ、パソコン等)</p>
	<p>省エネ性マーク</p> <p>○2000年8月から「省エネラベリング制度」(JIS規格)が始まりました。この制度は、家電製品が国の省エネルギー基準をどの程度達成しているか、その達成率(%)をラベルに表示するもので、省エネ基準達成率が、100%以上の製品には緑色のマークが表示されています。</p> <p>(http://www.eccj.or.jp/labeling/)</p> <p>○対象分野:家電製品、照明器具</p>
	<p>燃費基準達成車ステッカー</p> <p>○省エネ法(エネルギーの使用の合理化に関する法律)で定める燃費目標基準値以上の燃費の良い自動車に貼付するステッカーで、国土交通省が運営しています。</p> <p>(http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_fr10_000005.html)</p> <p>○対象分野:自動車</p>
	<p>低排出ガス車認定ステッカー</p> <p>○国土交通省が実施している自動車の排ガス低減性能に関する評価の結果、「低排出ガス車」として認定された車両に表示されるステッカーです。</p> <p>(http://www.mlit.go.jp/jidosha/lowgas/youryou/lowgas.htm)</p> <p>○対象分野:自動車</p>
	<p>ベジタブルインキマーク</p> <p>○印刷インキ工業連合会が運営するマークで、植物油を含有した印刷インキで、マーク使用基準を満たしたものに貼付できる。大豆油に限定せず、全ての植物油を対象。再生可能資源で、環境負荷を大幅に低減。また、該当インキで印刷した印刷物にも添付可能。</p> <p>(http://www.ink-jpima.org/ink_syokubutu.html)</p> <p>○対象分野:印刷</p>
	<p>グリーンプリンティング工場認定</p> <p>○印刷業界の環境自主基準に基づき、事業者(工場等)の環境負荷低減への取組及び環境に配慮した印刷製品を認定するという総合認定制度で、一般社団法人日本印刷産業連合会が運営しています。</p> <p>(http://www.jfpi.or.jp/greenprinting/index.html)</p> <p>○対象分野:印刷</p>
	<p>JOIFA(日本オフィス家具協会)統一マーク</p> <p>○一般社団法人日本オフィス家具協会(JOIFA)がグリーン購入法の普及と識別を目的として制定した統一マーク。マークは JOIFA 会員企業の製品でグリーン購入法に適合していることを示しています。</p> <p>(http://www.joifa.or.jp/about/eco.html)</p> <p>○対象分野:家具</p>